

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年3月20日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

- 昨夜速報でお伝えしたように民間航空庁(CAAT)の告示が改正となり、**すべての国、地域からの入国に際し、搭乗チェックイン時に①診断書、②医療保険を準備し、③到着後に所定の監視アプリをインストールすることを同意する**必要が出ました。

タイ語 <https://www.caat.or.th/th/archives/48709>

英語 <https://www.caat.or.th/en/archives/48714>

- また、既に実施対象の危険地域(中国(香港、澳門含む)、韓国、イタリア、イラン)以外、施行は3/21ではなく**3/22深夜0時から**になりました。
- 診断書にはCOVID-19に罹患していない証明が必要ですが、日本では無症状の患者の検査はできないと思いますので、ガイドラインの内容・運用に変更が無い限り、**3/22以降の日本からの渡航は実質的にできません。ご注意ください。**
- **3/23から東京、名古屋、大阪のタイ大使館・領事館でのビザ申請に際し英文診断書の提出が必要になりました。**日本語の場合は英訳し公証、外務省認証が必要です。
- CPグループからテレワークのための社内方針が公表されました。4ページ目に日本語の概要を記載していますのでご参考までにどうぞ。
タイ語 <https://www.thansettakij.com/content/425523>

	A.危険地域からの渡航	B. 継続的に伝染のある地域からの渡航	C.その他の地域からの渡航
対象地域	中国（香港、澳門含む）、韓国、イタリア、イラン	フランス、スペイン、米国、スイス、ノルウェー、デンマーク、オランダ、スウェーデン、英国、ドイツ、日本（北海道、東京、愛知、和歌山、神奈川、千葉、沖縄、京都、大阪に限る*）	その他の国、地域
チェックイン時	A.以外は3/22より①COVID-19に罹患していない診断書、②治療費用が10万米ドル以上の保険契約証書、③入国時に監視アプリをインストールする同意		
入国時	①体温測定、②アプリ経由でT.8提出		
入国後	①当局指定ホテルでの14日間強制隔離（実際は渡航者が予約した施設で滞在の様様）②アプリによる定期的な報告③異常があるときは3時間以内の報告	①渡航者が予約したホテル・施設での14日間自主隔離②アプリによる定期的な報告③事前許可のない外出禁止④異常があるときは3時間以内の報告	健康、衛生、体調管理の上、人ごみの場所は避け、加熱された食事を取り、取り分け用のスプーンを使用し、手洗い、マスク着用をしてください。咳、鼻をかむ際には口や鼻を抑えてください。
法的根拠	伝染病法第8,39,40条 3/19付民間航空庁ガイドライン	伝染病法第39条 3/19付民間航空庁ガイドライン	伝染病法第39条 3/19付民間航空庁ガイドライン

*成田、羽田、関西、中部の各空港経由の場合、全員が当該地域を通過するので対象に入ると理解しています。

テレワークのための社内方針事例

Case: Measure for Work From Home under COVID-19

1. **テレワークの場所**：家または社員の滞在場所
2. **業務の種類**：
 - 自宅のできる業務 成果を測定可能
 - 管理者またはアシスタント無しに実施できる種類の業務
 - 実施にあたりスキル及び自己に帰属する経験を使うことができる社員
 - 会社の同僚に影響を与えずに自分で問題解決できる社員
3. **テレワークをする社員の資格**
 - テレワークについてGM職以上から承認を受けた者
 - テレワークをする場所を通知し会社の所定書式に登録した者
 - 誠実に責任を持って与えられた業務を厳格に行う
 - 納期までに業務を完了し、緊急の場合は直ちに応答できる
 - 業務の成果が明確に見え、高い生産性を持ち会社で行う業務と比べて遜色ない
 - アポイントや依頼がある際に直ちに出勤して会議に参加できる
 - 他の同僚と電話の問い合わせに対してコミュニケーションが可能で説明ができる

テレワークのための社内方針事例（続）

Case: Measure for Work From Home under COVID-19(cont'd)

4. 業務実施のためノートブック、PC、スマートフォン、タブレット、インターネット等適切な装置を持ち、安定的な通信ネットワーク回線を持つ
社員はEメール等でコミュニケーションするために社有のノートブック、PC、iOSまたはAndroidプラットフォームのスマートフォンを利用可能である
注意：業務実施のため会社備品を持ち出す場合、登録を行いGM職以上の承認を得る必要がある。業務実施上の必要性により、社内システム等に接続するためにVPNの利用が可能である。
5. 社員は会社で行う業務と同様に会社のポリシー、規程、就業規則に従わなければならない。私用休暇、傷病休暇他の申請は通常通り行う。社員は会社のサイバーセキュリティ規程に厳格に従い業務を実施しなければならない。
6. 社員は会社での勤務、テレワークでの勤務に関わらず、健康維持に努め、政府の指示に従い行動する
7. 各事業部の経営陣は上記の方針をテレワークの定義として規定し、どの業務がテレワークが可能なのか、勤務時間、申請フォーマット等を通知する。